

京都海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和7年2月28日（金）午後1時30分～午後3時35分
2. 開催場所 京都府宮津市字小田宿野 1029-3 京都府水産事務所 研修室
3. 出席者 京都海区漁業調整委員会

会 長	葭 矢 護
委 員	川 崎 芳 彦
委 員	狩 野 安 徳
委 員	石 倉 尚 正
委 員	益 田 玲 爾
委 員	池 田 香代子

事務局	局 長	粟 屋 克 彦
	次 長	本 多 靖 一
	主 事	上 野 香奈子

京都府農林水産部水産課	技 師	水 谷 昂 栄
-------------	-----	---------

京都府水産事務所漁政課	課 長	永 井 大 輔
	課長補佐兼係長	廣 岡 信 康
	副主査	尾 崎 仁

4. 議事事項と結果

第1号議案 小型いかつり漁業の制限措置等について
…諮問の原案に異議ない旨、答申することを議決。

第2号議案 小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業（とりがいた網漁業））の制限措置等について
…諮問の原案に異議ない旨、答申することを議決。

協議事項 第23期京都海区漁業調整委員会への申し送り事項について
…申し送り事項の素案を提示の上協議し、次回委員会で発議することを決定。

5. 議事

事務局長

委員並びに関係者の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、第29回京都海区漁業調整委員会を開催させていただきます。

本日は、八木委員、津田委員、村岡委員、吉本委員がやむを得ぬ事情で欠席をされており、出席委員は6名で、委員会規定第6条により開催の要件は満たしております。

ここからは、会長の議事進行でお願いします。

葭矢会長

本日はご多用の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日は2つの議案がございます。第1号議案として、「小型いかつり漁業の制限措置等について」、そしてもう1つが第2号議案「小型機船底びき網漁業（手繰第三種（とりがいかつり網漁業））の制限措置等について」です。どちらも京都府知事からの諮問ですので、答申に向けて御審議をお願いいたします。

それから、京都府の漁業における資源管理につきまして、令和7管理年度のくろまぐろ採捕にかかる資源管理についての報告をいただきます。

さらには、私たち第22期京都府海区漁業調整委員会は、この3月をもちまして任期が満了となるということで、次期第23期の京都海区漁業調整委員会への申し送り事項についての協議もございます。我々が4年間活動してきた中で、さまざまな案件が出てきましたが、その現状の説明と、どのような形で次期の委員会に申し送りをするのかについて整理いただきました。こちらについても、協議いただくということになります。

本日の議事録署名委員を指名させていただきます。益田委員、池田委員よろしくをお願いします。

それでは次第に従いまして進めさせていただきます。

第1号議案「小型いかつり漁業の制限措置等について」を審議させていただきます。京都府から説明をお願いします。

(水産事務所)

尾崎副主査

(第1号議案について説明)

8月まで操業されていたのですが、3～4年前は、漁獲も少なく、早く操業が終わっていたような印象でした。とりがいは豊漁と不漁の差が大きい魚介類ですので、なかなか操業は難しいように考えられます。

葭矢会長 ありがとうございます。

川崎委員 舞鶴では、4，5年操業していなかったのですが、今年は少しやってみようかという話が出ています。

尾崎副主査 去年は421kg獲れていまして、その前の年も、同程度の数が漁獲されているというのを見ました。

狩野委員 宮津でも、変動はありますが、操業は続けられています。栗田湾もとりがいを漁獲していますが、数は少ないです。私も20年ほど前は操業していましたが、今はやっていません。30分作業しても、獲れるのは1，2個程度でした。おそらく今の若い漁業者のほとんどは、とりがいの操業を経験したことはないと思います。これから資源が回復していけば、さらに操業も活発になっていくと思いますので、ぜひ今後も続けていっていただきたいと思います。

そして、貝毒の問題についてですが、一昨年は貝毒の影響で、ほとんど操業ができませんでした。とりがいは宮津にとっても大きな財産となりますので、どうしたら貝毒が発生しなくなるのか、研究解明いただき、解決策が見いだされると嬉しいです。

(水産事務所)

廣岡補佐 私どもは研究に携わっている者ではありませんので、具体的な回答は差し控えたいと思います。

貝毒が発生したときの対応について、とりがいは筏で養殖しているもの、或いは天然の海底に生息しているものがありますが、仮に養殖のとりがいで貝毒が出たときは、海底に生息しているのかという話になってきます。

そのような御要望について、研究サイドの者には伝えさせていただき、必要であれば、そちらから直接説明させていただくように取り組みますので、よろしく申し上げます。

葭矢会長 ありがとうございます。その他どうでしょうか。

川崎委員 とりがいのけた網について、桁の大きさや歯の数の規定について明記いただきたいです。新規で始める若い漁業者は、規定を知らないことが多いです。私たちも、今まで操業してきた経験はありますが、感覚的な部分でしか説明ができませんので、サイズをきっちり明示していただけるとありがたいと思います。

(水産課)

水谷技師 許可の申請をしていただくときには、どういう漁具を使うかを確認するため、漁具の模式図と一緒に添付していただいています。当然、各地区で、ある程度統一された規格の模式図をつけていただいています。

今回の諮問にある制限措置の中に、例えば、桁の幅は何メートル以内で、歯の数は何センチ間隔でというところまで、しっかりと書いてしまうと、それが5年間許可証に条件として表記され続けるということになります。そうすると、その時々状況に応じて、各地区ごとで、もう少し幅を広げようとか、もしくは、資源が少なくなってきたから幅を狭めて一度にたくさん獲れないようにしようとか、そういった話し合いがあったときに、なかなか対応が出来なくなります。

ですので、このような桁に関する規定につきましては、制限の対象とはせずに、各地区のグループごとに、柔軟に対応できるようにした方が、漁業者の皆さんが資源状況やその時々状況に応じて対応しやすいだろうということで、制限措置に表記しないようにしてきた背景がございます。

ただ、その地区ごとに、舞鶴はこういうルールでいこうかというように、グループで決めていただくのは全然構いません。その場で決めるのが難しいということであれば、京都府が同席させていただくということも十分可能です。また、例えば舞鶴地区で、こういうルールの寸法で皆さん申請を出していただいていますということ、新規で操業したいという方にお伝えするのも可能ですので、適宜ご連絡いただければと思います。

川崎委員 わかりました。

それから、以前けた網漁業をやっていた人が、保安部に違反だと

指摘されたという話を聞いたことがあるのですが、これは桁の規定と関係はあるのでしょうか。

廣岡補佐　　おそらく指摘された違反であるか否かという件は、桁に付随しているパーツの話かと思います。原則としては、滑走装置がついているけた網は、使ってはいけないということになっております。ただ、とりがいの場合は、貝を泥の中から掻き出すのにツメが必要になりますので、その場合に限り認められています。けたの滑りを良くするための処置としては、付けてはいけないということで規則に定められておりますので、おそらくそのことを指摘されたのだと思います。

川崎委員　　わかりました。

葭矢会長　　その他いかがでしょうか。

【発言者なし】

葭矢会長　　それでは他に御質問等ないようですので、本議案は特に問題がないことで、京都府知事に原案には異議ない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長　　ありがとうございます。それでは、異議ない旨答申をさせていただきます。

　　以上で議案が終了いたしました。続いて、協議事項に移らせていただきます。

　　協議事項としまして、冒頭でもお話しをさせていただきましたように、現在は第22期の京都海区漁業調整委員会ですけれども、今年4月からは、第23期へ交代となります。つきましては、次期委員会への申し送り事項について、これまでの取組を整理していただいておりますので、その内容と懸案事項の確認、それを踏まえた申し送り事項の素案を説明いただき、協議をしたいと思っております。

　　それでは、事務局から説明願います。

本多次長

(協議事項について説明)

葭矢会長

それでは、我々の前期にあたる第21期の海区漁業調整委員会からの申し送り事項に対する、本委員会での取り組み内容と懸案事項について説明していただきました。

この内容につきまして、何か御質問、御意見等ございましたらよろしくお願いいいたします。

第21期委員会からの申し送り事項では、漁業と遊漁の調整について、それから、沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整について、そして、京都海区漁業調整委員会指示についてという3つの項目で詳しく申し送りがされています。

漁業と遊漁の調整では、漁場利用協定が失効中であったのを、我々第22期の海区調整委員会の任期の中で、協議をしまして、締結に至ったということです。漁場利用協定も、まだ十分な周知が図られていないところもありますので、その点については、しっかりと今後委員会としても支援していきたいというところです。

それから、大きなところでは、大中型まき網漁業の調整を考える会の活動があります。これについては、委員会の中でもいろいろ議論していただきまして、AISの設置義務等を要望しておりますが、まだ十分に達成できておりません。ただ、従前と比べると、紛らわしい操業は、減ってきているようなところもあるのではないかといいところです。今後も課題を明確にして、申し送りしてはどうかということでした。

最後に、この委員会の中でも議論をいただきましたが、火光利用についてです。近年、LED灯が広く利用されていますので、それに対する根拠をもった規制の在り方について、十分に精査して、今後より良い整理ができるようにしていきたいというところです。

このような内容を踏まえ、次期第23期委員会への申し送り事項の素案が作られています。それでは素案の説明に移らせていただいてよろしいですか。

【発言者なし】

葭矢会長

それでは、事務局から説明願います。

本多次長

(協議事項について説明)

葭矢会長 ありがとうございます。それでは、只今説明がありました、第22期京都海区漁業調整委員会からの申し送り事項について、先ほどの経過と懸案事項の整理も踏まえて、何か御質問等ございましたら、よろしくお願いします。

第23期海区漁業調整委員会への申し送り事項について、4月以降に開催される第23期第1回目の委員会の中で説明される際には、懸案事項の整理も一緒に示した方が良いと思います。

初めて委員になる方にとっては、案だけではわかりにくいところもあると思いますので、懸念事項も併せて示していただくよう想定いただければと思います。

本多次長 御指摘ありがとうございます。

次回の委員会において、この申し送り事項の最終案について、皆様にお示しする予定です。また、次期委員会の新委員様へも御理解いただけるよう、懸案事項や経過についても、わかり易くまとめた資料を準備させていただきます。

葭矢会長 ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

上手く整理していただいていますので、経過がよく分かる内容で、第23期への申し送り事項の案を作っていただいております。御質問、御意見等ございますか。

【発言者なし】

葭矢会長 それでは、この内容について、軽微な修正等がありましたら事務局と私の方で修正をさせていただいて、3月の第22期での最終の委員会の中で諮らせていただくという形でよろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長 ありがとうございます。

次に、報告事項に移らせていただきます。報告事項（1）「令和7管理年度の太平洋くろまぐろ漁獲数量管理について」を京都府から説明をお願いします。

水谷技師

(報告事項(1)について報告)

葭矢会長

ありがとうございました。それでは、令和7管理年度数量管理の調整状況につきまして、何か御質問、御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

石倉委員

令和3管理年度からの漁獲実績に応じて配分するという説明があったと思います。一般的には漁獲実績を使用することで良いと思いますが、制限があった場合の漁獲を根拠にするのはあまり適切ではないような気がします。

前回の委員会では、増枠分を令和3管理年度の漁獲実績で割り振るという話がありました。当時の資料を確認すると、令和3管理年度では、他県の余った枠からの増枠要望について、業者に意見を聞いたところ、要望があったのが漁船漁業者だけであったとのことでした。その要望を提出したのが、当時1月初旬だったと思います。

当時の京都府では、くろまぐろのほとんどが1月から3月に漁獲され、さらに、大半は1月の中下旬から獲れ始めたということで、1月初旬の放流実績がほとんどなかった段階では、要望なしとさせていただいていたと思います。一方他県で操業している漁船漁業者は要望を提出し増枠されていました。結局、京都の定置漁業者は、2月～3月にたくさん漁獲があったものの、決められた数量だけしか水揚げが出来ませんでした。他県で操業している漁業者は増枠分の配分があったので、漁獲の実績ができました。

このような経過がありますので、令和3管理年度の漁獲実績を基準にするというのは、少々不公平に感じます。もう少し別の考え方をしてもいいのではないかと思っています。もし私の解釈が間違っていましたら、御指摘いただければ結構です。

水谷技師

くろまぐろの資源管理が始まる前まで、もしくは始まってから暫くの間は、京都府でそもそも大型魚が、特に冬場に多くとれるという状況にはなかったことから、定置漁業者に要望をお伺いした時にも、あがってこなかったと推察されます。その中で放流をしていただいていたという状況はありますが、令和3～5管理年度にかけては、定置漁業の大型魚の枠も増枠しております。おそらく、石倉委員がおっしゃった要望を出さなかったという年は、令和2

管理年度の話かと思えます。

定置漁業の漁獲量で言いますと、令和3年度が一番多く、約35トン漁獲されております。その後は、令和4年、令和5年と、大体25トン～30トンで推移しておりますので、要望が出せなくて、結果的な漁獲量が小さくなったというのは、少し認識が違うように思えます。

ただ、そもそも枠が制限されている中で漁獲した量を、漁獲実績としても良いのかについては、非常に難しい問題です。これにつきましては、水産庁から都道府県へ漁獲枠を配分する際にも、都道府県全体で決まった枠を守るために、様々な努力をされた上で積み上がった漁獲量を基準とすることは、いかななものだという話もありました。

まず、本来漁獲されるであろう数字が、今の科学データでは見積れないというところがございます。また、放流量等の別の基準を使って、配分の量を考えるかどうかというところもありますが、1回放流したまぐろが再び入網して、それを再度放流しているといった状況も考えられます。また、京都府では、皆さんに放流いただいた日数等をアプリに入力していただいて、見える形で記録できているのですが、他県によっては、なかなかそこまで手が回っていないというところもありまして、統一的な対応ができておりません。そのため、放流量も加味した配分方法というのが、なかなか京都府としては示すのが難しいです。各事業者で同じ基準で取り扱っていただくのが困難というところがございます。

個人としても、そのような配分方法が出来れば、一番公平だと思いますが、各者で状況が違うという中で、確固たる数字として基準に出来るのは、実際に漁獲された量になってしまいます。

府としては、なるべく皆さんの放流負担が少なくなるように、枠が余っている都道府県ないしは、国が管理する大中型まき網漁業と交渉しまして、漁獲枠をなるべく譲っていただくよう協議を続けているところでございます。

狩野委員

釣漁業者の採捕については、はえ縄やトロール等さまざまな手法があると思うのですが、使用して良い漁具や漁法は規定で定められているのでしょうか。

水谷技師

基本的には、定置網と定置網以外の漁業で分類していますので、

ルール上は、定置以外の漁法であれば、はえ縄でもトロールでも一本釣りでも問題ないということになります。

釣漁業者も、大型魚をねらって釣りに行くことについては、令和7管理年度で漁獲枠が設定された場合は、初めての試みになりますので、漁法のルールづくりも並行して進めてまいります。おそらく、ひき縄がメインになると考えております。

狩野委員 遊漁者に対する規制もあるのでしょうか。

廣岡補佐 漁業協同組合員である漁船漁業者につきましては、広域漁業調整委員会の沿岸くろまぐろ漁業の承認を受けておられる方になります。その承認を受けるにあたっては、申請時にどのような漁法を選択するのか、あらかじめ申告していただきます。

基本的には、ひき縄釣りであったり、一本釣りであったり、或いはその両方ということで、申請時に申告をしていただいておりますので、その他の漁法が含まれることはないと認識しています。どのような選択をされるかについては、事業者の自由です。

遊漁者については、基本的にトロリングもできませんし、はえ縄も出来ません。

狩野委員 遊漁船業者についても、はえ縄の規制等、漁法が限定されているのですね。

水谷技師 遊漁船業者は、基本一本釣りのみです。仮に、ひき縄をしていた場合は、調整規則違反となります。

石倉委員 先日、昔の資料を見返して、令和4年2月の資料を確認したのですが、その他の海域の区分が融通を受けて、1.7トンから3.1トンへ増枠しています。

この配分自体がおかしいということではなく、この配分の結果をもとに今後の配分枠を計画するのは、少々おかしいのではないかなと思います。

京都府の漁業者としては、増枠の要望をする時期が多少ずれたことで要望していませんでしたが、結果的には、アンケートの後でたくさん獲れるようになり、たくさん逃がしました。その一方で、その他海域の漁業者は要望時期が間に合った分、漁獲ができました。

た。

このような結果になった漁獲実績を元にするのはちょっと引っかかるなど言っているわけです。それまで、その他海域の配分は、大体5%ほどですが、この年の実績では10%ほどであり、その他海域の割合が大きくなっています。実数としては大きな数字ではありませんが、定置漁業者としては納得できない部分があります。

葭矢会長

ありがとうございます。確かに、配分枠を設定するに当たって、照会があった時点で漁獲実績がなくても、管理年度が2ヵ月、3ヵ月残っている場合は、来遊状況も踏まえてトータルで判断した上で、要望に応えられるような形になれば一番良いと思いますが、なかなか現在の漁獲予想等からの要素を勘案してやるのは、難しいところがあります。

ただ、漁業者さんからも、このような要望が強くなるということで、より高い精度の予測をしていくことが、TACを設定していくに当たりポイントになってくると思います。そのあたりをブラッシュアップして、要望をしっかりと踏まえた配分をしていただけるような努力を国でも、都道府県レベルでも、続けていただけたらなと思います。

狩野委員

要望の話がありますが、漁業者は厳格な資源管理の規制をしっかりと守って操業しています。常に意識としては、獲れる分は全て水揚げしたいと思っています。ですので、要望が出ていないからといって、今の枠で十分かと言われると、それは違います。皆さん増枠は常に希望していますので、要望がないということはありません。そのような認識を持っていただければと思います。

水谷技師

漁獲枠がない中で、特に大型魚が今までなかなか京都府で獲れていなかったにもかかわらず、非常に多くの来遊が確認されるようになってきたというところもあり、近年は、要望を聞かずとも、京都府が国に対して要求できる最大の量で要求をさせていただいております。他の都道府県でも、管理年度も終盤に差し掛かっていますので、使わない枠が生じてくる都道府県もございます。そういったところに積極的に交渉を図っておりますので、御理解いただければと思っております。

また、御意見いただきました来遊予測も踏まえた配分について

ですが、非常に難しい課題と感じております。京都府としても、来遊予測ができれば、非常にわかりやすい配分ができるということで、国の研究機関にも要望しているところではございますが、なかなか成果に繋がってこない状況でございます。

これにつきましても、成果が出ないから継続しないということはず、引き続き国に対しても要望していき、適切な配分につながるような情報があれば、積極的に取り入れていきたいと考えております。

葭矢会長 ありがとうございます。

定置漁業では、要望がないということではなく、再放流に努力しているという背景の中で、たまたま来遊が少なかった時期に要望があったということで、公平性を保った配分を担保してほしいということです。そのあたり十分配慮いただければと思います。

水谷技師 すぐに明確な返答ができず申し訳ありませんが、今後に向けて考えていきたいと思えます。

葭矢会長 その他どうでしょうか。

【発言者なし】

葭矢会長 この報告の内容につきましては、関係業者とこれから整理していただき、3月17日の委員会の場で諮問として上げていただくこととなります。調整よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、次に報告事項（2）「第45回日本海・九州西広域漁業調整委員会について」を事務局から報告お願ひします。

本多次長 （報告事項（2）について報告）

葭矢会長 ありがとうございました。それでは、日本海・九州西広域漁業調整委員会についての報告につきまして、御質問等ございましたらよろしくお願ひします。

【発言者なし】

葭矢会長 特に御質問等ないようでしたら、次の報告事項に移らせていただきます。

報告事項（3）「くろまぐろ遊漁採捕に係る広域漁業調整委員会指示について」を京都府から報告をお願いします。

廣岡補佐 （報告事項（3）について報告）

葭矢会長 ありがとうございます。それでは今ほどのくろまぐろ遊漁採捕に係る広域漁調委の指示について、何か御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。

新しい広域漁業調整委員会指示が公表された際は、府沿岸域の関係者に周知をしていく必要があります。漁業関係者については、漁協を通じて行うことになると思いますが、その他の関係者にはどのような形で周知していくのでしょうか。

廣岡補佐 漁協に所属している遊漁船業者につきましては、漁協を通じて周知ということで考えております。釣船業協同組合の方々につきましても、組合を通じての周知ということになると思います。

無所属の方々につきましては、水産事務所からの郵送或いはホームページへの掲載ということでの周知を図りたいと考えています。

それとは別に、プレジャーボート所有者への周知も必要になってまいりますので、プレジャーボート関係団体や、日本小型船舶検査機構に対し、船舶所有者への周知ということで、チラシの配布の協力をお願いするというようなことも出来るかと思っております。

葭矢会長 ありがとうございます。

公平性の観点からも、遊漁に対する委員会指示の内容の周知にしっかりと対応していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

その他いかがでしょうか。

【発言者なし】

葭矢会長 それでは、特に御質問、御意見等ないので、報告事項を終了させていただきたいと思います。

その他事務局から何かございますか。

本多次長 次回の委員会は、3月17日（月）の1時30分から、本研修室での開催を予定しております。次回が今年度及び第22期の最終の委員会となります。各委員様におかれましては、出来る限り御出席のほど、お願いしたいと思っております。

開催通知他関係書類につきましては、来月送付させていただく予定です。

葭矢会長 ありがとうございます。
それでは委員会を終了させていただきます。
本日はどうもありがとうございました。お疲れさまでした。

【閉会 午後3時35分】

以上、議事の正確なることを証する。

令和7年2月28日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員